

# コミュニティバス「すまいる」乗車券 の取扱い終了と払戻し実施のご案内

10月1日（金）以降はまちづくり福井で発行したコミュニティバス「すまいる」乗車券はご利用になれませんのでご注意ください。  
未使用の乗車券につきましては、払戻しを実施させていただきます。  
以下の払戻し期間内にお申し出ください。

## コミュニティバス「すまいる」乗車券



### 1 払戻しの期間

令和3年10月1日(金)～令和4年3月31日(木)

受付時間は、8時30分～17時30分（土、日、祝日、12月29日～1月3日は除く）

### 2 払戻しの方法

まちづくり福井株式会社に未使用の乗車券を持参してください。

その場で1枚につき100円を払い戻します。

### 3 お問い合わせ先

まちづくり福井株式会社

〒910-0006 福井県福井市中央1丁目2番1号 ハピリン3階

電話0776-30-0330

受付時間は、8時30分～17時30分（土、日、祝日は除く）